序 所沢らしい良好な景観の形成を目指して

みどり

『みどり』は、自然だけではなく、公園や農地、 草花や木々なども意味しています。

























景観まちづくり

景観を共有資産としてとらえ、 その魅力を高め、次世代に継承 するために、市民一人ひとりが 取り組む活動や市民・団体、 事業者および市が協働して 行う活動をいいます。

【所沢市ひと・まち・みどりの景観条例】 良好な景観を形成するための 活動をいう。(第2条)

1 目的

所沢市では、平成9年に、「所沢市都市景観形成基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定し、「埼玉県景観条例」と併せて、良好な景観の形成に取り組んできました。

その結果、本市の景観特性を活かした、良好な景観が形成されてきたところです。

また、昨今、景観まちづくりへの市民の積極的な参加も見られます。

こうしたことから、基本計画の方向性を踏まえ、さらに実効性のあるものとするため、景観法に基づく「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」(以下「本計画」といいます。)を定め、市民・団体、事業者および市の協働により、一層魅力ある所沢らしい良好な景観の形成を進めます。

2 位置付け

